



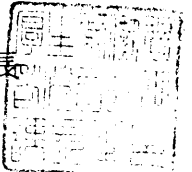
老老発第 0410003 号
老計発第 0410001 号
老振発第 0410001 号
平成 20 年 4 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



計 画 課 長



振 興 課 長



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部が平成 20 年 4 月 10 日に改正されることに伴い、関係通知の一部を下記のとおり改正し、同年 5 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年老企第 44 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。

2 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)の一部
改正

別紙2のとおり改正する。